		④　ケースからの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑺　各ギヤボックス（中央大歯車及びファイナルドライブを含む。）	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
2.4.3 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪 ⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー） ⑶　履帯（別名クローラベルト） ⑷　履帯調整装置	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　トラックフレーム	①　亀裂、変形、損傷及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
2.4.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、車両系建設機械構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
		③　ブレーキペダルを踏んでブレーキシリンダーのストロークを調べる。	③　ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.5 作業装置	ボウル、エプロン、エジェクター及びドーザー	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
		②　ボウルの底板及び各カッターの摩耗の有無を調べる。	②　著しい摩耗がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
2.4.6 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧シリンダー ⑹　方向制御弁 ⑺　圧力制御弁 ⑻　逆止め弁 ⑼　アキュムレーター	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.7 操作装置	操作レバー	この表の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
2.4.8 安全装置 2.4.9 車体関係	⑴　キャブ（ヘッドガードを含む。） ⑵　座席 ⑶　シートベルト ⑷　昇降設備及び滑り止め ⑸　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　警報装置	スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	⑺　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。）	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑻　後写鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。
	⑼　給油脂	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。